

かがわ総合リハビリテーションセンター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第64号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則等の一部を改正する規則
(かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部改正)

第1条 かがわ総合リハビリテーションセンター規則(昭和61年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟」及び注を削る。

(香川県ふじみ園福祉ホーム規則の一部改正)

第2条 香川県ふじみ園福祉ホーム規則(昭和61年香川県規則第38号)の一部を次のように改正する。
第1号様式及び第2号様式中「㊟」及び注を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 児童福祉法施行細則(平成2年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び(注)6を削る。

第6号様式中「㊟」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第7号様式中「㊟」を削る。

第8号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、(注)を削る。

第8号様式の3及び第8号様式の3の2中「㊟」及び(注)6を削る。

第8号様式の4及び第8号様式の5中「㊟」及び(注)3を削る。

第8号様式の6中「㊟」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第8号様式の7 (第6条の4関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出書

香川県知事 殿 年 月 日

届出者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者氏名

次のとおり業務管理体制の整備に関する事項について、関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号 <input type="text"/>	
1	届出の内容 (1) 児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係(整備) (2) 児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分の変更)
2	フリガナ 名称又は氏名
	住所 (主たる事務所の所在地)
	連絡先 法人の種別
	代表者の職名・氏名・生年月日
3	代表者の住所
	事業所名称等及び所在地
4	児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)
	児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項
	第2号
	第3号
5	第4号
	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課
	事業者(法人)番号
	区分変更の理由
6	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課
	区分変更日

第8号様式の7 (第6条の4関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出書

香川県知事 殿 年 月 日

届出者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者氏名

次のとおり業務管理体制の整備に関する事項について、関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号 <input type="text"/>	
1	届出の内容 (1) 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係(整備) (2) 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分の変更)
2	フリガナ 名称又は氏名
	住所 (主たる事務所の所在地)
	連絡先 法人の種別
	代表者の職名・氏名・生年月日
3	代表者の住所
	事業所名称等及び所在地
4	児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)
	児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項
	第2号
	第3号
5	第4号
	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課
	事業者(法人)番号
	区分変更の理由
6	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課
	区分変更日

第8号様式の8中「㊟」を削る。

第10号様式の2中「㊟」を削る。

第10号様式の3中「㊟」及び(注)3を削る。

第10号様式の6及び第10号様式の7中「㊟」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第10号様式の8中「㊟」及び(注)4を削る。

第10号様式の9及び第19号様式の2の2から第19号様式の11までの規定中「㊟」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第20号様式中「㊟」を削る。

第21号様式中「㊟」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第22号様式（その1）中「㊦」を削る。

第22号様式（その2）中「㊦」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第24号様式中「㊦」を削る。

第25号様式中「㊦」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第26号様式中「㊦」及び（注）を削る。

第27号様式から第29号様式までの規定中「㊦」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第1号様式の2中「㊦」及び注6を削る。

第2号様式及び第3号様式中「㊦」及び注3を削る。

第3号様式の2中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第3号様式の3及び第3号様式の4中「㊦」を削る。

第17号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第18号様式及び第19号様式中「㊦」及び注を削る。

（香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例施行規則の一部改正）

第5条 香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例施行規則（平成30年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。